

第十回 参議院水産委員会議録 第五号

昭和二十六年一月二十九日(月曜日)午後一時四十二分開会

本日の会議に付した事件

○水産物増産対策に関する調査の件

(漁区問題及び漁業協定締結等についてダレス氏に懇請する件)

(漁業用燃料及び綿糸に関する件)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案に関する件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

最初に講和問題のためにダレス特派大使がお見えになつておりますので、漁業協定の問題について、衆議院と参議院の委員長としてダレス氏にお会いしたいということで農林大臣にも申込んであります。農林大臣から至急会う

ように取計らうというような返事を頂きましたので、そのダレス大使に会う場合において、どうということを懇請するかという点について、専門員のかたにいろいろ研究してもらいまして、専門員は業界の各団体とも連絡いたしましたので、今、林専門員から一応朗読をいたします。

○専門員(林達磨君) それでは私朗読いたしますので、あとで簡単に説明を加えたいと思います。

昭和二十六年一月二十五日

ダレス特派大使閣下
参議院水産委員長 木下辰雄

漁業協定締結、及び漁区拡張に関する懇請

特派大使閣下におかれましては、

対日講和促進のため、かねてから多

大の御高配を頂き、我々日本国民と

して誠に感激に堪えないところであ

りまして、ここに深甚なる謝意を表

する次第であります。

今回重ねて御来朝を得ました機会

に、講和問題に關連して我々の最も

深い関心を抱いている表記の件に關

し、閣下の一層の御盡力によつて諸

案件の実現いたしますよう、参議院

水産委員会の決定に基き更に陳情いたします。

最初に講和問題のためにダレス特派

大使がお見えになつておりますので、

漁業協定の問題について、衆議院と参

議院の委員長としてダレス氏にお会い

したいということで農林大臣にも申込

んであります。農林大臣から至急会う

ように取計らうというような返事を頂

きましたので、そのダレス大使に会う

場合において、どうということを懇請す

るかという点について、専門員のかた

にいろいろ研究してもらいまして、専

門員は業界の各団体とも連絡いたしま

して、大体ここに取りまとめた案がござりますので、今、林専門員から一応朗読をいたします。

○専門員(林達磨君) それでは私朗読いたしましたので、あとで簡単に説明を加えたいと思います。

昭和二十六年一月二十五日

ダレス特派大使閣下
参議院水産委員長 木下辰雄

に貴国政府、貴國民各位の、我が國

民の食生活の伝統、慣習及び第二次

大戦以後の食糧事情等に十分なる認

識を持たれ、人道的見地から公正妥

当なる解決を與えられんことを切望

するものであります。

或々は太平洋の資源保護と漁業上

より起る國際紛争を未然に防ぐた

め、関係各国の協力によつて次に述

べるような漁業協定を締結し、太平

洋上に新たな漁業秩序を確立して世

界平和に貢献せんことを期してい

る所であります。

閣下におかれでは我々の熱意を諒

とせられ、これが実現のため斡旋の

労をとられることをここに重ねて懇

請いたします。

(1) 漁業協定に関する件

捕鯨については、米国政府の特

段の御配慮によつて現在南北洋捕

鯨に二船団の出漁を許されてい

るが、鯨族の保護繁殖につい

ては我々も重大な関心を有するの

で、速かに同協定に参加して国際

捕鯨委員会の統制の下に出漁いた

しました。

(2) 日韓漁業協定の締結

日韓両国の漁業は地理的に資源

的に密接な関係にありますので、

両国の沿岸漁業保護と利害を調整

するため漁業協定を結ぶことが最

も適当であると考えられるので、

これが斡旋方をお願いいたしました。

(3) 以上の漁業協定はいずれも國際法の示す通り、領海三哩以内はそ

の所屬国の主権の管轄下に置かれ

るものであり、公海は航行並びに

漁撈が絶対自由であるという原則

を前提とし、これを再確認の上締

結されるものであるべきであります。

して、すでにこれは幾多の國際漁

業協定に明記するところであります。

漁業に関する國際紛争を惹起

する虞れもありますので特に留意

されるよう希望いたします。

二、千島、小笠原、琉球諸島の

帰属に関する件

千島、小笠原、琉球諸島は、いず

れもボッダム宣言に言ふ侵略によつて生ずることになりました。これは民族の生存上、大きな脅威であります。

然るに一方国民栄養の基本的な要

素となつてゐる動物性蛋白質について見れば、その八〇%以上を補給する水産食糧は、終戦以來沿岸漁業の発展によつて、漸く資源枯渇の顯著

なる事実が現われ、远洋漁業に多く

の期待をかけざるを得ない切迫した

事情にあるのであります。故に我々

は今後の太平洋漁業のあり方につい

ては、誠に重大なる関心を抱かざる

を得ないのであります。閣下並びに

これが斡旋方をお願いいたしました。

必要とする鮮魚の約七〇%を以西

底曳漁業によつて供給しています

が、このままでは百億円を投資し

ている本事業は重大なる影響を受けることになります。

現在の漁獲高年産二十五万トン

が監視船活動区域まで拡張され

ば資材はこれまで五〇%の増産ができます。

して、すでにこれは幾多の國際漁

業協定に明記するところであります。

も中国、朝鮮側は利用してしませんから國際的な影響は生じません。

以上であります。第一の國際捕鯨

協定に関する問題は、御承知の對日講

和七原則の第五項に、日本の漁業につ

いては、國際協定を嚴守させると

項目に特に掲げておりますが、その中

で國際協定と称するものは、この國際

捕鯨協定をも含んでおると考えられます。

これら諸島は漁業根拠地と

らかに示すように、古來から我が領

土でありますから、講和條約によつて獲得した領土ではなく、歴史が明

らかに示すように、古來から我が領

土でありますから、講和條約によつて當然日本に帰属すべきものと考え

ます。これらの諸島は漁業根拠地と

して水産業の上からも極めて重要な地位を占めるものであります。

閣下並びに貴国政府の格段の御配

慮をお願いいたい。

三、漁区拡張に関する件

支那東海、黃海の漁区は現状のま

までは甚だしく資源が枯渇する状況

にありますので、次の理由により、

講和條約締結前出来るだけ速かに監

視船の行動許可区域まで拡張される

よ御配意をお願いしたい。

(1) 京、阪、神其他西日本大都市の

それからその次の漁業協定は、国際法の示す通り、領海三哩以内はその所屬国の主権の範囲内にあり、その他の公海は絶対に自由であるべきだ、これは言うまでもないことでありますけれども、いずれも漁業協定の中にはそういうことを特に規定しておりますので、この際挙げてこの点を懇請することにいたしたのであります。

それから千島、小笠原、琉球諸島に關することは、これは御説明申上げるまでもございません。

漁区拡張に関することにつきましては、全体の漁区を撤廃してもらいたいという行き方と、それから現在の漁区を拡張してもらいたいという二つの行き方がございます。併し撤廃してもらいたいと要求いたしましても、事実上甚だ困難であると考えましたので、一部分の拡張、殊に以西底曳は焦眉の急に差迫つておりますので、支那東海、黄海だけを取上げました次第でござります。この点は、以西底曳協会の首脳部と相談をいたしまして、どういう文面にして出すか、民間の輿論をも反映させたいと考えたのでありますから、相談をして大体以西底曳協会のかたがたが希望される文章をそのままに採用したつもりであります。なおよつと申上げて置きたいと思いますことは、これは勿論委員会で如何ようにも決定されるわけでありますが、各方面と連絡をとりまして、日本の民間の陳情でありましょうとも、或いは官の陳情でありましょうとも、一致した歩調をとることが国家のためであるというふうに考えましたので、この文章を作りまして、すぐに衆議院の水産委員会にこれを手渡しました。それから経

それからその次の漁業協定は、国際法の示す通り、領海三哩以内はその所屬国の主權の範圍内にあり、その他の公海は絶対に自由であるべきだ、これは言つまでもないことでありますけれども、いずれも漁業協定の中にはそういうことを特に規定しておりますので、この際挙げてこの点を懇請することにいたしたのであります。

それから千島、小笠原、琉球諸島に關することは、これは御説明申し上げるまでもございません。

団連でも、ダレス特派大使にほかの間題と一諸に漁区問題をも譲りたいと思う。ということの連絡がありましたので、一応こういう、これはほんの案に過ぎないけれども、一応この線じゃないかと思います。そういう意味において、この案を渡してござります。それから以西底曳は、今申しましたような相談をいたしましたので、渡してござります。そういうことで実は民間との連絡をいたしましたつもりでございましておるよう承知して頂いてよろしいのではないかと思います。

○委員長(木下辰雄君) 只今林専門員から説明いたしましたように、民間の輿論も十分反映させて、大体この案は作つたそ�であります。そして衆議院ともいろいろ今折衝いたしております。なおこの問題について委員各位の御意見又追加事項、或いはその他のいろいろ御質問がありましたら、この際お求め願います。

○秋山俊一郎君 只今の懇請案は大変結構だと思いますが、大体この第三番目の漁区拡張に関する問題で、現在の区域を監視船の行動許可区域まで拡げてもらいたいということを語つてございますが、これは我々の本当の願いです。撤廃してもらいたいというのが本旨なんです。従つてそれを願つてもきないだらうということもあるかも知れませんが、一応そのことを譲う必要はないだらうか、即ち資源は枯渇する状態にありますので、講和の際には、この線は撤廃されなければならんと思うが、焦眉の急に迫つておる現在においては、講和條約前にできるだけ速かにこれを拡張してもらいたい、こういつ

と思ひます。というのは、前にも韓日漁業協定のあとの方に、「公海は航行並びに漁撈が絶対自由であるという原則を前提とし、」といふことが語つてござります。従つてこの支那東海、黄海においてのみ、これを実情についていは制約しておるということを認めらる必要もないと思ひますが、どんなものでございましょうか。

○委員長(木下辰雄君) これはほか問題は講和條約後に置いておる場合の拡張でございますが、漁区拡張は講和條約前における懇請事項であります。もとよりこれは講和條約でできましたらマツカーサー・ラインというものは当然なくなると思ひますけれども、その前においてやつてもらいたい、といふことはその希望でありますので、こうう工合を作りましたが、この際一挙に漁区の制限を撤廃してもらいたいと、ここで考えていいか悪いのか、その点についての……。

○秋山俊一郎君 これは撤廃してもらいたいのであるけれども、講和前でもうから、講和前においてはここまで抜げてもらいたい、こういうあれなんですね。一挙にやつてもらいたい、というのには、念願であるけれども、これはとてもお話のようになかへむずかしいのであるから、講和のときにはこれは述べられるものというような気持を現わして置く必要はないか。何かこれでもう、講和のときにも、これで行くよになつてしまふとちょっとなんですがね。

○委員長(木下辰雄君) これは講和條約の場合にはマツカーサー・ラインは、

けれども、そういう場合に誤解を招く
虞れがあるならば、そういうことをお
提として、講和條約後においては、少
然最初の第(3)に、領海三浬以内は
公海は航行及びに漁撈が絶対自由でな
るということを確言しておりますので、
これは講和條約の場合、それで
の第三の漁区拡張に関する件も、そ
ういう前提は要らぬのではないか、こと
は当然講和前には、三浬以内は……か
海は航海行並びに漁撈が絶対自由でな
るとなつておるので、そういう前提を
せずに、講和前において暫定的にこと
してもらいたいという、これは請願の事
つもりであります、如何でありますか。

党としては絶対に反対を唱えたいと、こういうふうな建前で進んでおつたあります。ですが、本日の御説明によりますと、この両方の案といふものは割らうふうに考えております。大体この二つに対してもはですね、恐らく社会党全といふと、いえども文句はないだろうと、いうふうに考えております。只今秋委員のお話があつた点については、三者がお寄り願つてお話を願うことにまして、大体の進め方はこれで結構恐らくお気持ではなかろうと思いまが、事務局にこういうような書類があり流れないように特に御注意願いたいと、こういうふうに考えております。
以上。

○委員長（木下辰雄君） これは前に新聞等に洩れたことは甚だ遺憾と思ひます。以後十分注意いたします。

それで大体秋山委員の御意見もあますし、又衆議院とも折衝がありますので、大体この線に沿うて、字句等委員長にお任せ願うことにして決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木下辰雄君） 御異議ない認めます。適当に字句その他は修正いたします。又衆議院と折衝いたしまして、多少は案文も変るかも知れませんが、これは委員長に御一任願います。

（註）「アーチー」はアーチー・モルト、アーチーの娘の夫で、英國の貴族。

許可する」と御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは新潟県の陳情を許可いたします。どなたか……。

○参考人(磯田米吉君) では許可して頂きました。陳情の要旨を概略つまんで申上げます。

新潟県におきましては、新潟以西と新潟以北、この大体二つに分れまして、漁業の形態がちがつております。新潟以西の漁業は、往々にして資本を以て経営するところの底曳漁業でありまして、更にこの以西の二区に跨がる沿岸漁業は、共に佐渡三区の地区におきましては、いわゆる沿岸漁業であります。この底曳との沿岸漁業の二種に分れておるのでござりますが、ことごとくこの一部の底曳漁業のために、稚魚が濫獲されまして、繁殖の保護を阻害され、資源の枯渇まで來たして、すでに最後的段階に入りましたし、一切沿岸漁民の零細漁民は、もう生か死かという現状に追いやられておる現状であります。然るに一部の底曳禁止区城があるにかかわらず、あえてそれを改めようとせず、頻りにそのあとを追うて沿岸漁民を悩ましておる現在でございます。それもとく新潟県におきましては、その監視船の不足のため、その監視の下徹底のために、それらを満足することができない現下につあります。今回それらに基きまして、いろいろと地方から底曳の処理要項案に基きまして、今回小型底曳処理要項案といふものをめぐりまして、おのおのその県におきましても、当県におき

ましても、その問題につきまして禁止区域と期間の設定というようなことで大休意見の一一致を見るべく、その整備、調整にいろいろと漁民の声を聴取されてます。四区に分れておりますところの新潟三区がことごとく意見の一一致をいたしましたが、もとく零細三区の漁民の

声は断じてさして頂いては困る、そのものよりも更に圧縮整備を原則とする本省の基本的原則に基きまして、断じて許すことはならん。今までの、現在ものかと思つておりますにもかかわらず、当県におきましては、それより逆行的に一部の底曳船を以て県下一円に行く見なして、至る所においてその底曳を許可して、更に生産高揚に努めたいという形でことごとく会議が進められております。この日も漁業のほうでは、万一千艘が許されるとしたならば、殆んど漁場はなくなつてしまふ。資源がなくなつてしまふ。我々はもうその日から食を断たれるというところで、許すことができないという闘争を続けておる現状でござりますけれども、その明るさを見ず最後の段階に入りましたとして知事の裁定であるような形に

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

お話をございましたように、海区が、新潟県は上越、中越、下越と更に佐渡と、この四海区に分れております。で

ておる禁区内に底曳を入れるといふ調整委員の意見だとうのとあります。四区に分れておられますところの三区がことごとく意見の一一致をいたしますが、もとく零細三区の漁民の

見を無視して県がやろうとするのでありますか。

○参考人(磯田米吉君) まあいわば海区ごとの意見を統一して、何とか新潟県一本筋を持つて行こう、かような

考えでございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと亘さ

る。その行動を続けておられるとこ

ろの行動を続けるのであります。

○参考人(磯田米吉君) ちよつと亘さ

ります。

○委員長(木下辰雄君) 調整委員の意

見を無視して県がやろうとするのでありますか。

○参考人(磯田米吉君) まあいわば海区ごとの意見を統一して、何とか新潟県一本筋を持つて行こう、かような

考えでございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと亘さ

ります。

○参考人(磯田米吉君) まあいわば海区ごとの意見を統一して、何とか新潟県一本筋を持つて行こう、かような

考えでございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと亘さ

ります。

○参考人(磯田米吉君) まあいわば海区ごとの意見を統一して、何とか新潟県一本筋を持つて行こう、かのような

考えでございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと亘さ

ります。

型底曳の漁獲を防止するために、こういった小型機船の整理とか或いは操業区域の制限或いは漁区の禁止或いは許可等に関する農林大臣の承認制を水産庁のほうで何とか考えておるようになります。ついでになつて、この政府の方針もこれはどうも止むを得ない、せめてこの政府の方針に協力する意味で、この年限をきめて欲しいとか、或いは転業とか、転職の途を開いて欲しい、或いは国家補償で考えて欲しいというような注文まで、すでに水産委員長なり、或いは各委員の所へ来ておるだらうと思いますが、それで参議院の水産委員の、少くとも委員長なり私どもも多少親心でこいつた民間の底曳業者のこととも考えてやろうという気持を持つておるといふことも、これは事実だらうと思うのであります。ただ特に水産庁次長にこちらにおいて願つておるわけなんですが、お聞ききたいのは、一方において、日本全体の建前から小型底曳業者をこういうふうにして整理するといふ、こういうふうな行き方でやつて行こう、という大きい方針を示しておつて、一方他地区において、これは水産庁の意向とまるきり逆の行き方で、而も関係のない海区の調整委員が、その中の三つなり四つなり加つて、一つの調整委員会の意向とまるきり逆に進めて行こうといふことは、これはもう絶対に腑に落ちぬところであります。だからはつきりとここに水産庁としてこの種の通達を出しておるわけなんですから、その

通達通りに一つ冷静に復行してもららう
というような建前に、一つはつきりして
大意向を、次長のほうでよく長官と相
談なすつて一つお願いしたいと思いま
すが、それに対する次長のお考えを一
つ承わりたいと思います。

そういう意味で、現在まだ最終的にはきめていないのであります。漁場の整理計画の問題も、非常に焦眉に迫りますので、これらと睨み合せをしておりますので、これらを表をいたしまして、先般の漁業調整中央審議会でも、この要綱その他について議論しておつたのであります。そういう過度的な状況にあることを前提にお考へ願いたいと思うのであります。が、只今の新潟県の問題につきましては、これら問題の取上げ方につきましては、水産庁としては決して責任転嫁をするつもりはないのであります。が、やはりその地元の調整委員会、更に又県の連合会がある場合には連合会、その意見がどういうふうになりますか。それとまあ知事の裁定の問題、そういういわゆる出先の実情に最も詳しいところの自主的なさばきを我々としては期待しているわけであります。殊に又つぶさに水産庁が全国津浦々に至るまで、そういういろいろな問題を一々簡潔にはさばき切れない事情のあることは御了察願えると思うのでござります。併しながらこれがいわゆる地方的に知事なり或いは連合会、区調整委員会なり、そういう所で議論が対立をいたしまして、どうにもさばけぬという場合には、無論この法律のトントンにござましても、中央漁業審議会においてもこれを取上げる権限があるのでありますし、又それらに基きまして、水産庁としても大臣が知事に或る通達をするということは、法制上可能なこととありますから、いよいよなりますれば、そういうことにも相成るかと思ふのであります。が、ただ政府も一貫の通牒で、そういう非常な生活問題等

にからんでいるものを、簡単には処理できないと思うのでありますて、且今の事情等につきましては、これは一方的だけの話を承るわけにも行きませぬので、県の係官も水産庁としてよく聽取らしまして、いよ／＼となれば、先ほども申しましたような、いろいろな手段はありますけれども、その前に一つ県のほうにも、水産庁ともできるだけ一つ事情を聽き取り、或いは又注意すべきことは注意いたしまして、地方的に、できれば皆さんのがお考えのように円満に運べるようにお考え下さい。ふうにお考えておられます。

の他の海区に、底曳業者だから一ちらに入つてもいいんじやないかといふことであつて、いるんですから、その点やつぱり十分心して一つお考え置きを願いたいと思います。以上簡単ですが。

○委員長(木下辰雄君) 今問題について、山本次長の御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本豊君) その要綱に示めしてありますところは、抽象的ではございませんが、大体まあ青山委員から申されましたように、この沿岸の、いろいろ漁場を整理するときに、従来こういう禁止区域を拡張するとか、或いは底曳をむやみに殖やすとかいう方向はとつていいと思うのであります。従いましてこの問題につきましては、県がどういうふうな事情で、そういうふうなふうにまだ結論は下してないようでありますから、どういう事情になつて来ておるのか。そういう事情もよく聞きまつた上で、県のほうにも我々のほうからよく言つて、できるだけ事前に誤りのないように事前に防げるようすに措置したいと思ひます。

○青山正一君 お願ひいたします。

○委員長(木下辰雄君) これからほかの問題に移りますが、陳情者は一応御退場願います。

○委員長(木下辰雄君) 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を、この委員会として提案いたしたいという趣旨であります。この趣旨については、岡専門員から一応簡単に御説明願います。

○専門員(岡曾信君) この水産業協同組合法等の一部を改正する法律は、この前の第九国会で一応改正をして頂いては、岡専門員から一応簡単に御説

たのであります。その共済会、いわゆる水産業協同組合共済会の事項についての更に改正を加えるのであります。これは当時予想し得なかつた実情が、共済会の役員の選任には、水産業協同組合の役員選任の規定を準用しておるのであります。即ち組合の理事の定数の少くも四分の三は組合員であつて、勿論准組合員は除くのであります。組合員でなければならぬ、こういうことになつております。但し設立当時の理事の定数の少くとも四分の三は、設立の同意を申出た漁民でなければならぬというようにして書かれてあるのであります。ところで実際に水産業協同組合の共済会を全国的に組織いたしまして、理事の選任等をいたしましたところ、大体理事は、各府県の府県漁連の会長が多く理事になることが最も共済会の運営上よろしいのであります。選挙の結果も大体そういうようになつたのであります。ところでここに全国の県漁連の会長というのは、多くは漁民でない者が、いわゆる員外理事と申しまして漁民でない者が理事になり、会長になつておるのであります。そして、共済会におきましては、若し水産業協同組合と同じように四分の三以上が漁民でなければならんということになると、共済会の運営に甚だしき支障を来たすというので、こういうように條文を一つ改正しようと、こう考えましてこの準用規定の中に、この條文を入れたのであります。

問題は、農林中央金庫法の改正でありまして、水産業協同組合は御承知の通り農林中央金庫のいわゆる系統機関になつておるのであります。が、共済会をも水産業協同組合と同様農林中央金庫の系統機関の中に入れて、預金もできるし、金も借りられるとするようになると改正したほうが共済会の運営上よろしいというので、これを入れたのであります。

うような方向で、その筋に了解を得るべく交渉をしたいといふ、いわゆるまだほんの試案であります。

○委員長(木下辰雄君) 只今岡專門員から御説明いたしました通り、第一項は、現在県漁連の理事は共済会の役員になることができるというようになります。

えられますけれども、ただ問題はその筋のOKを受けておるかどうかといふ問題、それから中金の問題ですが、これは当委員会ばかりじやなしに、やはり農林委員会もかかるのじやないです。

の現物化が非常に窮屈になつております。そして、特に九州地区におきましては、その操業にも事欠くというふうな状況が出て参つのであります。この一月の石油製品の総額は約十一万トンでござりますが、この一月の重油について申上げますと、一月の特に一月でござりますが、まだ二月、三月につきましては十分な見通しを立てておらないのであります。先ず一月の重油についての見通しを申上げて見たまことに一月分の、国内から供給をされますもの、それから輸入されるもの、これと合せますと、五万七千三十キロ・リットルとなつております。それからそ

○青山正一君 これは水産業界或いは漁民などに關係しておつた人は、この点は非常に至極尤もだといふようにな考
えます。

○委員長(木下辰雄君) 理事は四分の三の中に入る。理事を認めるわけで
入るわけですね。

○専門員(岡尊信君) 四分の三の中に
ござります。ここに改正して、協同組
合の理事たる者はいいといふうにし
て、水産協同組合の……

○秋山俊一郎君 理事であれば、そ
うすると四分の三とか二分の一とかい
うことはないわけですね。

○委員長(木下辰雄君) 理事と書いて
ござります。ここに改正して、協同組
合の理事たる者はいいといふうにし
て、水産協同組合の……

○秋山俊一郎君 只今の理事の選任の
制限の問題ですが、四分の三といふ字
句を取つてしまつて、もうそういう制
限を全然抜いてしまつのですか。或い
は半数……

○秋山俊一郎君 これは共済会の二項
であります。これは共済会の二項で
あります。この共済会も農林中金に加入し得るという、この折角參議院で共済会を作るという議事
を開きましたので、その共済会の運用
上、どうしてもこうしなければうまく
ましら御免表願います。若し御意見
がなければ、議員提出として出したいた
と思います。御意見如何ですか。

○秋山俊一郎君 只今の理事の選任の
制限の問題ですが、四分の三といふ字
句を取つてしまつて、もうそういう制
限を全然抜いてしまつのですか。或い
は半数……

思います。第一の問題は、農林委員会にはかからぬと思います。

○青山正一君 かかりますね。

○委員長(木下辰雄君) かからぬと田
います、農林委員会には。

○青山正一君 至極結構です。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見
ありませんか。それではこういう意味
においてその筋のOKをとるべくやり
ます。

それからなお字句等の修正は、委員
長にお任せ願いたいと思います。御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないト
認めます。

重油についての見通しを申上げて見た
いと思うのであります。先ず一月分の
国内から供給をされますもの、それか
ら製品として輸入されるもの、これら
を合せますと、五万七千三十キロ・リ
ツトルとなつております。それからそ
のほかに軍の放出といたしまして二千
三百キロ・リツトル、合せまして五万九
千三百三十キロ・リツトル、こういうも
のが重油の全体の供給量でございま
す。そのほか軽油につきまして申上げ
ますと、国内の原油から製するもの、
輸入によつて賄うもの、合せまして供
給が一万七千百五十キロ・リツトルあ
るのであります。それに軍からの特別
の放出の一萬五千を加えまして、三萬
二千百五十キロ供給力があるのであり
ます。併しながらこの軽油につきまし
ては、外航船に使うものを差引きまし
て、結局一万一千百五十キロといふの
が軽油の供給力であります。従いまし
て主燃料の軽油、重油について申しま
すと、これが先ほど申しました重油の
五万九千三百三十キロ・リツトルと、
それから軽油の「一万一千百五十キロ」
が、この供給力になつておるのであ
りますが、更にこういうことではとて
も一月は切り抜けられないというの

で、重油船一万五千トンを民需のほうに振向けてもらいまして、結局この一万五千を加えますと八万四千五百キロが一月分の総供給力になるのであります。一方需要のはうはどうなつておるかと申しますと、一一三月の枠が、安本の枠であります。これが商業全部含めまして三十万キロ・リットル、従つてこれを一ヶ月分にしますと十万キロ・リットル要るのであります。そうしますとこの十万キロ・リットル要るところに、供給力としては八万四千百五十キロしかないということになりますと、約一万五六千の不足ができて來るのであります。これは十二月からの繰越、先月からの繰越が約二万九千キロ・リットルあるのであります。これらは元売の基地からの報告であつて、これを加えますと一月は何とか切抜け得るということになつております。勿論これは軽油をまぜて使うということに相成るのであります。尤も冬期、冬分は北海道方面におきましては軽油をまぜて使つておつたのであります。今度は北海道や東北方、寒い地方でなくして全国にやはり軽油をまぜて使つてもらわなければいけないという問題が起つて来ておりますのであります。現に一月分につきましては、軽油をまぜて売るようになりますが、通産省から出でるのであります。大体価格にいたしまして二割方高いということになつております。それでは一月分はそれでいいのであります。ですが、二月、三月ということになればどういうことになるだらうかと申しますと、これは私どもまだ十分な情報を得ておりませんが、資源庁なり安本なりからの説明によりますと、一万五

千トン級の船を一杯ほど、これは重油であります。そのほか国内産の原油が約六万トン期待できるのであります。が、結局九万トン、九万トンといふことがありますと、やはり一月分には、一月まあ十万トンといったしますと、これもなかなか窮屈なことになるのじやないかというふうに思つております。この点もやはり軽油をさせて使つて行かなければ到底乗り切つて行けないのじやないかというふうな見通しであります。二月、三月も大体そういうふうな見通しでござります。なおこの重油につきましては、昨年末値段が上りましたが、更に最近関税の問題が起つておるのであります。石油類について関税をかける、厚油が一〇%それから重油、軽油等について一〇%かけるという問題が起つておるのであります。この問題は、すでに重油に税をかけるという点につきましては、司令部のほうの関係も大体内諾を受けておるようになりますが、我々といいたしましては、この上重油の値上がりを来たすことは漁業經營に非常な圧迫を加えるという関係からいたしまして、只今この関税の免除ということにつきまして、いろいろと手を打つておるのでありますて、明日閣議審議会が開かれるのであります。その席上で、この漁業の現在直面しておる經營上の問題から、どうしてもらわなければいけないということを強く主張しての次官に只今お願ひをしておる次第であります。

次に、この綿糸の需給のお話をいたしたいと思います。
綿糸は、大体年間二千万ボンド、二百万玉要るのであります。が、第三四半期は、輸出のほうに非常に伸びましたために内需がだん／＼と遅れて行きまして、結局三十万玉三百万ボンドしか割当がなかつたのであります。第四半期におきましては、六百万ボンドを割当てることになつたのであります。これを初め五百万ボンドということであつたんであります。が、N R S のほうから E S S に対して非常に強い折衝がありまして、六百万ボンドに殖やして頂いたのであります。すでに第一次割当といたしまして四十八乃玉配給の手順を完了いたしました。後の十二万玉は、第二次分として次に割当てたいと思つております。なぜかうぶうな割当をしたかと申しますと、昨年の十月から、この原綿の輸入は民間貿易に委ねられたのであります。現在政府で手持をしておるもののが九万三千捆、それから民間輸入で入れられるものが一万九千五百捆、結局割合にしますと、政府拂下のものが八一・五%，それから民貿によるものが一七・%というふうになつておるので、我々といたしましては、この漁業に全部、その民貿でなくして安い政府拂下の綿糸をもらいたいということを交渉したのであります。が、漁業だけにそういう取扱ができるないというので、結局六十万玉のうちの八〇%政府拂下のものをやろう、との二〇%を民間貿易のもので取つたしましたので、差当り安い物四十八万玉の配給をすることにいたしたのであります。綿糸の需給については、こ

これは全く変りませんが、大体年間一千万ボンド程度の需要を賄うことはできるのじやないかと思うのであります。ところが漁網になる綿糸でありますから、これで最も困ることは、切符は行つても現物化がなかなかできないという問題があるのであります。これはこの前にも、この席で問題になつたと思いますが、輸出に向けたほうが非常に有利だというので、紡織業者は内需、特に漁業のほうに向けることを好まない。こういう点と、それから輸出乃至内需のほうでも纖維製品というもののになりますと、先拂を以つて綿糸を引取るような取引をやつているのに、漁業のほうでは、とかく金が後拂になるといふふうなことで、非常にこの入手に専門業者も困難をしているようでありますので、我々といたしましては、でさうだけこの現物化という問題に注意をして、資金の手当をよくするように注意いたしますと共に、その配給をする場合に、これが必ず現物化するようなところへ配給をするようなど指導をしておるのであります。

大体石油製品並びに綿糸についての、最近の需給状況の説明を以上を以て終ります。

ましたのが、正月になりましたておおばい。わしの豊漁が伝えられて来て、非常な漁況を呈したにかかわらず、油がないために船が出られないという頗る気の毒な状態にありますて、当時大臣も強くお願ひをいたしまして処置を願つたのでありますてが、なお私はその後ト京いたしましたけれども、長崎の新聞等を見ますと、千五百トンの油が長崎に入つたのにかかわらず、これは漁業用ばかりではなく、一般用も含んでいますといふやうなことで、これが漁業に廻らず、漁業者がこれは自分たちが使えるものと考へて喜んでおつたのが、处置が付かないでまごぐとしておるというこゑを最近の新聞で見たのでありますてが、その間の状態を水産庁でお考えになつておりますか、それをどういうふうにお扱いになりますか。

けられるものが非常に最近大きくなつておりまして、その司令部の係官のかたの話を聞きますと、大体こういう状態は数ヵ月続くのじやないか、こういうようなことを言つておるわけであります。

○秋山俊一郎君 そういうことを伺つたのではありません。過日大臣及び次長がおいでになりました、向うから電話なり電報なりで御照会になつて処置をされたはずですが、それはどうなつたか。

それから今私が申すまでは、

出光のタンクにたしか五百トン最近入ったそうです。それが水産のほうでは、水産庁の御好意による千五百トンであると考えているし、一方出光のほうでは、いやそれは一般も含めての話だ、何でもそこに食い違いがあったかのように新聞には見えておるのあります。それで出光のほうからも不足量を訴えて、油を廻してくれといつてある最中に、千五百トン入つて来た。水産庁は水産庁で千五百トン廻しこやるからと言つたのが、ごつちやになつて、片方は水産のものだ、片方は、水産ばかりではなく、おれのほうもあつたのだと、こういうことでその処理に困つて、非常に採めておるということを聞いたのであります。それはどういうことなのでありますようかということを伺つておるのであります。

O 説明員(水野義君) 次長から長官宛に電報を頂きました。それによつて我我といたしましては、すぐ司令部へ連絡をいたしまして、こういうふうな実情になつておるのだということの実情を訴えたのであります。そうするとなR&Sのほうでもそれをよく知つて

おりまして、早速P.D.のほうへこの連絡をしてくれたのであります。どうも只今のところいたし方ないようになると、なつておるわけであります。
それからこの千五百トンの、例の大坂へ入った船から千五百トンを長崎へ廻したといふのは、まあ我々としましては水産のほうへ廻してもらいたいということを申出たのでありますけれども、資源庁のほうとしては、水産だけということではなくして、長崎地方のものが千五百トンということになつておるのであります。これは業者のほうと結局何もひもがついていないのでありますから、需要者のほうと、それから元売りなり、小売りとの話合で、全部水産に取ろうと思えば取れるんじやないかといふうに私ども考えておる次第であります。

力にやつて頂きたいと私は考えておるのです。まあどうもいたし方がないといふようなことではなしに一つ無理でも押通して、この僅かな時期に取れるものは取つて、そして国民に資するといふように御盡力を願いたい。水産庁にお伺いするのは、筋が外れておると思うのでありますけれども、私はこういうふうな心配があるのであります。が、昨年油の値上げがありました際には、我々は重油の値上げは困る、できるだけ値上げを少くして、今まで通りの要求に相マッチするように考へてもらいたい、といふことを強く要望いたしまして、幾分初めの原案を引下げて、一・太でしたか、落ちついたのであります。が、そういうことが、日本の製油業者に響きまして、高い油は造るが、安い油は余り造らないといったようなことが、国内生産に影響していなならば、私は大変これは間違つた問題だと思うのであります。この辺若し水産府次長にそういうことがおわかりでありましたならばお答え願いたいが、若しおわかりないならば、この方面も委員長のほうで一つ御考慮を願いたい。

ず一時凌ぎができるというつもりでおつたわけであります。その後の事情を只今ろく伺いまして、これはなれどお我々としまして、N.R.S.の問題もありますが、やはり資源庁のほうにも我としても強く、この重油が大事であると思いますので、十分もう少し当つて見たい、かように考えております。それから油のこの前の値上の率が少し低かつたために、或いは廻りが悪いのではないかというお話をあります。が、これも詳細などころは、我々よりは資源庁のほうに聞いて見ないとよくわからぬのです。結局のところ、あらうときにも我々は半面そういう点もいろいろ考えて見たのであります。結局価格も大事だけれども、量が確保されなければ意味がない。その辺はどうでありますかといふへ論議いたのであります。併しこちらの要望よりは遙かに高くきまつたわけであります。併し今御念まして、あの程度では、生産面において漁業家のほうがおのづから損をするということはないではなかろうかといふように考えております。併し今御念を押されましたので、よくそれらの事情を今後注意して、実情を調べて見たいと考えております。

○委員長(木下辰雄君)	それから来年度の第一四半期以後のことはわかりませんね。
○説明員(永野榮君)	二十五年度の第一四半期が五百八十九万ポンド、それから第二四半期が五百五十万ポンド、それに第三四半期が三百万ポンド、第四四半期が今度六百万ポンドになるのあります。
○委員長(木下辰雄君)	わかりました。ほかに重油、綿糸等について御質問ありますか。
○青山正一君	この問題は非常に重要な問題でありますから、又の機会に更に一つやらして頂きたいと思います。
○委員長(木下辰雄君)	それでほこの次の委員会において、安本と商工省の織維局長を更に委員会に呼びまして、なお十分検討いたいと思います。本日はこの程度で散会して御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	○委員長(木下辰雄君) それではこれを以て散会いたします。
出席者は左の通り。	午後三時八分散会
委員長	木下辰雄君
理事	千田正君
委員	青山正一君
政府委員	秋山俊一郎君
事務局側	入交太蔵君
会専門委員 岡尊信君	櫻内義雄君
水産庁次長 山本豊君	

常任委員 林 達磨君
専門員 水野 荣君

説明員 水産庁生産課長 水野 荣君
参考人 衆議院議員 亘 四郎君
新潟県中部海区漁業調整委員 磯田 米吉君

るから、本村の自然的、地理的、社會的立地諸條件を認めて、すみやかに漁港を築設せられたいとの請願。

第一二六号 昭和二十五年十二月十四日受理

知柄港防波堤築設促進に関する請願
請願者 愛知県宝飯郡西浦町長 岡田紋三郎外一
名

一月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、長崎県湯江村に漁港築設の請願
(第八五号)
一、知柄港防波堤築設促進に関する請願
(第一二六号)

第八五号 昭和二十五年十二月十

三日受理

長崎県湯江村に漁港築設の請願
請願者 長崎県南高来郡湯江
村長 城台環外百八
十一名

紹介議員 秋山俊一郎君

長崎県湯江村は、島原半島の東北部に位し、有明海に前面せる各種漁業の根據地として東北方は熊本県長州、三角、福島県大牟田港、北部は佐賀県住ノ江、竹崎港に沿い、東南は島原港等に連絡して沖合は常に運送船舶の航行絶え間なく海上交通の要地であり、本村から大牟田市を結ぶ間が漁族の集結区域として知られ、沿岸各県の漁船が最も密集する漁場である。しかるに島原半島における島原以北沿岸には完成したる船だまり漁港がないため、一度北風が吹けば附近航行の船舶、漁ろう中の漁船は、待避、避難する港もなく、過去幾多の惨事を繰返している実状であ

愛知県西浦町海岸は天然の良港であるが、昭和二十年の震災後海底の地層が隆起して港湾の効用を失うに至つたので、一昨年以来稻生港の朝夕数百隻に上る漁船をこの小港に收容することは不可能であり、また漁民の大部は町の南部落に属してゐるため昨年来知柄港の復旧しゆんせつ工事を施行中であるが、物揚場設計であるため船舶の安全碇泊は期し難く、ことに北西風の波浪が打ち寄せる地位にあり一朝暴風の際は避難所がないため悲惨事を起す結果となるから、すみやかに本港に防波堤を築設せられたいとの請願。